

教育委員会定例会（平成26年11月）会議録

1 日 時	平成26年11月6日（木）15:00～17:20
2 場 所	新居浜市庁舎3階 応接会議室
3 出 席 者	委員長 長野 美和子 委員 三木 由紀子 伊藤 嘉秀 宮内 文久 教育長 阿部 義澄 事務局長 木村 和則 総括次長 眞鍋 育朗 次 長 横井 敏行 坂本 睦美 横井 邦明 課 長 加藤 京子 渡辺 環 桑原 一郎
4 教育長の一般報告	教育長の報告 10月分行事報告及び11月分行事予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 岡部 文仁
6 会議の概要	<教育長の一般報告> <議 案> 議案第38号 平成26年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書について 議案第39号 新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について 議案第40号 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の議案送付について 議案第41号 新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例の議案送付について 議案第42号 指定学校変更の許可について <いじめ、不登校等生徒指導関係> <その他> (1) 市長専決処分の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・宮西小学校の損害賠償の額の決定について ・若宮小学校の損害賠償の額の決定について

<p>長野委員長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成26年第11回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、三木委員さん、宮内委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。</p> <p>平成26年第10回定例会会議録承認は、伊藤委員さん、三木委員さんにご署名をいただいております。教育長さんの一般報告をお願いいたします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>それでは、一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>10月の主な行事についてご報告いたします。</p> <p>3日 小学校で「学校へ行こうデー」が開催されました。</p> <p>5日 平成26年度新居浜市市民体育祭第45回記念大会が開催され、総合開会式や記念事業として北京オリンピック シンクロナイズドスイミング日本代表選手石黒由美子氏による「夢をあきらめない」の演題で記念講演が行われました。</p> <p>平成26年度 生き生き幸せフェスティバルがふれあいプラザで開催されました。</p> <p>7日 第64回新居浜市美術展覧会の搬入があり、8部門において458作品が出品されました。前期展が日本画・書道・デザイン・版画・華道の部で25日から30日まで、後期展が洋画・写真・工芸の部で11月1日から11月6日まで開催されました。</p> <p>10日 平成26年度中学生海外派遣事業アメリカ訪問団結団式及び壮行会が執り行われました。今年度は「Smile Link connect the world 2014 世界を繋ぐ愛顔の輪」をスローガンとして、25日から11月4日までウィスコンシン州フランクリン市の家庭にホームステイし、現地の中・高校での学校生活を送ります。貴重な体験とともに友情の輪を広げてもらいたいものです。</p> <p>19日 平成26年度中学生海外派遣事業アメリカ訪問団の7回目の研修として、本市の交流事業の橋渡し役をさせていただいている伊藤幸男氏にアメリカでの学校生活や家庭生活等の説明をしていただきました。派遣団員や保護者にとって大変参考になりました。</p> <p>20日 少年消防クラブ防火ポスター展の審査会が開催されました。市内各小学校から907点の応募があり、優秀作品13点や入賞作品20点が選出されました。市長賞には多喜浜小学校4年生</p>

西原寛玖朗さんの作品が選ばれました。少年消防クラブは17の全小学校で結成されており、防火ポスター展は昭和50年から40回目となります。11月7日から13日までイオンモールで展示が行われています。

21日 第50回新居浜市小学校陸上記録会が河川敷陸上競技場で開催されました。市内のすべての小学校が参加し、放課後の特別練習などで鍛えられた学校代表の選手たちが熱い思いで日頃の成果を発揮してくれました。

24日 平成25年度決算に係る決算特別委員会教育委員会関係が開催されました。

25日 新居浜市中学生海外派遣事業アメリカ訪問団の出発式が行われ、元気にバスに乗り込んで行きました。これまでの研修を生かして、若い感性のもと、11日間の貴重な体験を積んでいただきたいものです。

平成26年度第59回秋の芸術祭の第1部が開催され、11月3日の間に第4部まで開催されました。

26日 新居浜市総合防災訓練が、南海地震による大規模災害に備えた、住民主体による地域密着型訓練を基本方針として、ダイキONE新居浜駐車場で開催されました。

校区文化祭が浮島・惣開校区で開催されました。

27日 放課後まなび塾が宮西小学校及び泉川公民館で開始されました。まなび塾は、学校の放課後、希望する4年生から6年生の児童に教員OB等が宿題や予習などの学習をサポートする等の学習機会を提供する取組です。なお、効果的・効率的に運営していくため、公民館を中心とする地域のまちづくり団体に運営委託しています。まなび塾をきっかけとして、児童の学習習慣の定着や学力が向上すればいいなと思います。今後の活動を期待しています。

28日 高齢者生きがい創造学園グラウンドゴルフ大会が、講座生・サークル会員・職員など約250名が参加して、山根市民グラウンドで開催されました。

29日 平成26年度新居浜市就学前教育における人権教育研究発表会が市立東田保育園で公開保育や研究発表が行われました。

31日 愛媛県立新居浜南高等学校創立50周年を記念し、「『あかがねのまち』とともに半世紀～今新しい第一歩を刻む～」のテーマのもと式典が執り行われました。

11月1日 子どもたちの健やかな成長を願って、県民総ぐるみ

で教育について考え、行動する契機となる日として制定された「えひめ教育の日」の記念として、「えひめ教育の日推進大会」が今治市日吉中学校で開催されました。

2日 校区文化祭が大生院校区で開催されました。

3日 第29回新居浜市駅伝競走大会兼第58回新居浜市中学校駅伝競走大会が開催されました。上位チームの結果は、中学男子は、1位西中A、2位中萩中A、3位泉川中A、中学女子は、1位東中A、2位西中A、3位東中Bとなりました。11月16日の県駅伝大会へ参加するチームには、さらにチーム力の向上を図り、コンディションづくりに配慮して、記録を伸ばしてもらいたいものと考えております。

秋の芸術祭の一環として開催されていた、第64回新居浜市美術展覧会受賞式が開催されました。今年は特に文化協会創立65周年ということを記念しての文協65周年記念賞が贈られました。

10月25日から開催されていた第59回秋の芸術祭が、第1部から本日の第4部で終了しました。

校区文化祭が多喜浜校区で開催されました。

4日 深夜でしたが無事、中学生海外派遣事業アメリカ訪問団が帰着いたしました。相互交流として取り組んでいる国際交流の、アメリカでの支援として、伊藤幸男先生・ケニア先生には大変お世話になりました。団長として参加された伊藤嘉秀教育委員さんをはじめ引率の指導主幹・先生方をはじめ関係者の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

6日 平成26年度幼・保・小連携教育訪問が「自ら考え活動する子どもの育成を目指した幼小連携の在り方」を研究主題として、神郷小学校で開催されました。

その他、11月の主な行事予定について報告を申し上げます。

8日 別子銅山を読む講座「源泉」（別子銅山記念図書館）
県中学校新人大会（バドミントン・サッカー）
（～10日）

9日 第63回秋季県展新居浜移動展（郷土美術館）
（～22日）

校区文化祭（宮西・金子・金栄・高津・若宮・垣生・
神郷・大島・泉川・船木・角野・別子山校区）

10日 学力向上推進委員会（第6回学習環境委員会）

	<p>県小学生陸上記録会</p> <p>11日 人権のつどい日</p> <p>13日 第7回学校支援員連絡会（こども発達支援センター）</p> <p>14日 特色ある道徳教育推進事業推進校研究発表会（角野中）</p> <p>15日 中学校スポーツトップアスリート事業（角野中）</p> <p>16日 SST研修会（ふれあいプラザ）</p> <p>第34回県中学駅伝競走大会兼第22回全国中学校駅伝大会予選会（東雲競技場）</p> <p>校区文化祭（新居浜・中萩校区）</p> <p>17日 第2回小・中学校校長研修会（瀬戸会館）</p> <p>18日 あすなろ教室進路相談会</p> <p>20日 新居浜市人権・同和教育研究大会</p> <p>21日 科学奨励賞一次審査会</p> <p>中高特別支援教育コーディネーター連絡協議会（こども発達支援センター）</p> <p>23日 図書館まつり「ブックリサイクル・白鳥正夫講演会」等（別子銅山記念図書館）</p> <p>26日 第2回不登校対策検討委員会</p> <p>人権・同和教育訪問（船木中）</p> <p>小学校体育専科配置を活用した授業研究会（泉川小）</p> <p>27日 学校保健研究大会（浮島小）</p> <p>以上で、一般報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案審議に移ります。</p> <p>本日の議案は第38号から第42号までの5議案でございますが、議案第42号につきましては個人の情報に関する議案でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、この会の最後に非公開で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
長野委員長	
委員全員	はい。

<p>長野委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>議案第38号「平成26年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第38号「平成26年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書について」ご説明いたします。</p> <p>新居浜市教育委員会点検・評価報告書につきましては、10月の定例会で配付させていただきご意見をいただきましたが今回議案として提出させていただきました。</p> <p>前回配付時からの変更点といたしましたは、1ページにも記載させていただいておりますが、ご指摘いただきました自己評価基準につきましてA～Eの5段階評価の表記につきましてS～Dの5段階評価の表記に変更いたしました。従いまして、それに伴い各ページの評価の表記が変更されております。</p> <p>なお、今後につきましては、議決をいただいた後、12月に開会予定の平成26年第5回市議会定例会に、報告書を提出し、その後ホームページ、窓口等で公表することとなります。</p> <p>なお、市議会へ提出にあたり市長事務部局の総務担当課を経ますので、表記を統一するため、字句の修正、文言整理など、表記の修正がある場合がございますので、事前にご了承をいただきたいと存じます。</p> <p>以上でご説明を終わります。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第38号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>議案第39号「新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第39号、「新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてご説明いたします。</p> <p>議案書の10ページから13ページまでをお目通しください。</p> <p>本議案は、現在、大島地域における社会教育活動の拠点施設としての役割を担っております新居浜市立大島公民館を、地域住民の方々からの要望もふまえ、より幅広い地域交流拠点として、将来にわたり様々な可能性を持ち合わせた施設運営がなされるよう、社会教育法等による制限のない新居浜市大島交流センターとして設置し直そうとするものでございます。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>改正の内容につきましては、現在金子校区に、市民の地域交流拠点となる施設として新居浜市地域交流センターを設置しておりますが、大島の施設の基本的な運用は同様でありますため、新たな施設の名称を新居浜市大島交流センターとし、その位置と併せ、第2条の表に追加することで、これを公の施設として設置することといたしたいと考えております。</p> <p>これによりまして、交流センターが2施設となりますため、これらを「新居浜市交流センター」と総称することとし、所要の条文整備を行うものでございます。</p> <p>また、附則第5項におきまして、新居浜市立公民館設置及び管理条例を改正し、大島公民館を廃止することを規定しております。</p> <p>新居浜市大島交流センターの施設につきましては、同地域にございます旧新居浜市立大島小学校の校舎を利用したいと考えておりまして、その施設改修工事が、平成26年度内に完了する予定でございます。</p> <p>なお、この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行したいと考えております。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>何が変わるのですか。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>現在大島公民館がありますが、廃止し、旧大島小学校を耐震、改修をいたしまして大島交流センターという形にして社会教育施設という縛りを取り、公民館では地域の物産を営利目的で販売できま</p>

<p>長野委員長</p>	<p>せんが、大島の地域振興のためにNPO法人の方等が来られて大島地域の物産を販売したり交流することが可能になることを想定しています。</p> <p>他に何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第39号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>議案第40号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第40号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定についてご説明いたします。</p> <p>議案書の14ページから21ページまでをお目通しください。</p> <p>本議案は、平成24年に公布されました「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により「児童福祉法」の一部が改正され、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブのことを指しますが、従前、その基準は政令で定められておりましたところ、厚生労働省で定める基準に従い、又は同基準を参酌し、条例で定めることに改められたことに伴い、本市における放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めようとするものでございます。</p> <p>なお、同法の規定によりまして、第10条職員のうち第4項を除く部分及び附則第2項につきましては、厚生労働省令で定める基準に従って定めなければならないこととされておりまして、基本的に本市の裁量はありません。</p> <p>一方、条例の他の部分につきましては、厚生労働省令で定める基準を参酌し、定めることとされておりまして、本市の裁量により変更することも可能となっておりますが、厚生労働省令で定められて</p>

いる基準に沿う運営により、放課後児童クラブを利用する児童に適切な支援を提供することができるものと判断ができますため、厚生労働省令に沿うように基準を定めております。

15ページをお開きください。

条例の内容についてでございます。

第1条におきましては、この条例制定の趣旨、第2条におきましては、この条例において定める放課後児童クラブの基準、以降単に基準と申し上げますが、基準全般に通ずる基本目的を定め、第3条及び第4条におきましては、基準を常に向上させることを、市及び放課後児童クラブを運営する者の責務といたしております。

第5条におきましては、放課後児童クラブを運営する者、これには、放課後児童クラブを運営する本市も含まれることとなりまして、以降単に事業者と総称しますが、事業者がその運営に当たって守らなければならない原則、第6条におきましては、事業者への非常災害対策の義務付けを規定してありまして、続く第7条及び第8条におきましては、事業者の職員の要件及び常にその資質を向上させることの義務付けを規定してあります。

第9条におきましては、事業所が備えなければならない機能、設備等について規定してあります。

なお、第2項では、放課後児童クラブを利用する児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上の専用区画がなければならないこととしており、本市が運営する放課後児童クラブにおいては、おおむねこれを満たしてあります。

第10条におきましては、事業所には放課後児童支援員、本市においては放課後児童クラブ指導員と呼称してありますが、これを必ず置かなければならないことを規定するとともに、その資格を定めてあります。

なお、第4項では、放課後児童クラブを利用する児童おおむね40人以下を1つの運営単位とすることを規定しており、本市が運営する放課後児童クラブにおいては、おおむねこれを満たしてあります。

また、第3項の都道府県知事が行う研修を修了した者という資格要件につきましては、国が定める基準に合わせ、附則第2項として経過措置を設け、研修の修了という要件について、5年程度の猶予期間を設けることとしてあります。

第11条から第13条までにおきましては、放課後児童クラブに

<p>長野委員長</p> <p>宮内委員</p>	<p>において、利用する児童を平等に取り扱わなければならないこと、虐待等の禁止、設備等の衛生的な管理について、規定をしております。</p> <p>第14条におきましては、放課後児童クラブごとに、その運営についての重要事項を運営規程に定めておかななければならないこと、第15条におきましては、それぞれ帳簿を整備しておかななければならないことを規定しております。</p> <p>第16条におきましては、事業所の職員の守秘義務、第17条におきましては、運営に対する苦情、指導等に対する基本的な対応方針について規定しております。</p> <p>第18条におきましては、事業者が事業所を開所する日数及び時間を規定し、第19条及び第20条におきましては、放課後児童クラブの運営に当たっての、関係者との連携の義務付けを規定し、第21条におきましては、万が一事故が発生した場合に事業者がとらなければならない対応を規定しております。</p> <p>最後に市の独自基準となりますが、第22条として、市が運営する放課後児童クラブを利用する児童の保護者からは、事業の実施に要する費用の一部を実費徴収することとし、申込時にその額を確定させておりますが、放課後児童クラブは、児童の健全育成を図ることを目的としたものでありますことから、経済的な困窮等により、一定の事由に該当する場合には実費徴収金を減額し、又は免除することができることとし、放課後児童クラブの利用を継続することができることとしようとするものでございます。</p> <p>以上が条文についての説明でございますが、この条例の施行後におきましては、各放課後児童クラブにおきまして、この基準を順守し、放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童の、より適切な遊びの場、生活の場とすることによりまして、健全な育成を図りたいと考えております。</p> <p>なお、この条例中、実費徴収金の減免以外の部分は、前述の関係法律の整備等に関する法律の施行の日から、実費徴収金の減免の部分は、平成27年4月1日から、それぞれ施行したいと考えております。</p> <p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>事業者というのは新居浜市を指すのですか。</p>
--------------------------	--

<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>将来的には民間の参入も考えておりますが、現時点では新居浜市と三恵会さんが設置しているともだちパークという放課後児童クラブがありますので、まずはその二つがこの基準を守っていかなければなりません。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>その他に、何かご質問やご意見等はございませんか。 それでは、議案第40号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>議案第41号「新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>加藤学校教育課長</p>	<p>議案第41号、「新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例」議案につきまして、説明を申し上げます。</p> <p>議案書の22ページから24ページまでをお目通しください。</p> <p>本議案は、新居浜市青野記念奨学基金からの奨学資金の貸付け及び給付を受けることができる対象につきまして、現在は、新たに4年制大学に入学した者としておりますが、これを「学校教育法」に規定する短期大学、高等専門学校又は専修学校から4年制の大学に編入学する者を追加することとするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>改正の内容についてでございますが、まず第6条につきましては、奨学資金の貸付け及び給付は、現在、修業年限4年以上の大学に新たに入学する者を対象としておりますが、短期大学、高等専門学校又は専修学校において学んだ後、さらに深く専門の学芸を研究したいと考える学生について、大学への就学の一助となるよう、青野氏の下承が得られましたことから、この対象に、これら編入学者を追加しようとするものでございます。</p> <p>次に、第7条の改正につきましては、編入学者の原則的な大学在学期間である2年を、編入学者に対する貸付け及び給付をする期間の限度とすることを条例上明確にしております。</p> <p>この改正により、向学意欲のある学生をより幅広く支援すること</p>

	<p>が可能となってまいります。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、同年4月1日以後大学に入学し、又は編入学する者について適用したいと考えております。</p>
長野委員長	<p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
宮内委員	<p>今まで大学に入るには高校の成績証明書や出席証明書を提出していただいて判断していると思うのですが、このときには短期大学の成績証明書を添付していただくことになるのですか？</p>
加藤学校教育課長	<p>はい。</p>
宮内委員	<p>新たな入学者、編入者の枠が増えるわけではないのですよね？</p>
加藤学校教育課長	<p>対象者は増えますが、枠が増えるわけではありません。また、奨学金受給者になるかどうかはご審議いただくようになります。</p>
長野委員長	<p>他に何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第41号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。では、承認とさせていただきます。</p> <p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
阿部教育長	<p>お手元の生徒指導関係資料をご覧ください。</p> <p><資料に基づき説明></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不登校について 2 いじめについて 3 不審者情報 4 交通事故について 5 「いじめ調査」の考察と対応

<p>長野委員長</p>	<p>6 愛南町の転落事故について</p> <p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>教育長が今おっしゃられたとおり、学校の先生の気配りというのは本当に大切だと思うので、学校の中に地域の人を入れるというのも一つの解決方法だと思います。いじめは学校の中で起こるもので、学校の先生が注意することも一番多いと思いますので、先生の努力に期待大なのですが、先生が全てできるというわけではありませんので、ぜひ開かれた学校づくり、地域の人が入る方策を考えていただけたらと思います。愛媛新聞のコピーがここにありますが、財務省が35人学級にしたことは全く無効だったという報道がありまして、非常に腹立たしく感じたのですが、学校現場を見ずに、ただ数を数えただけであり、過去のいじめ数の調査方法と現在とは異なるかもしれないが、そういったことを何も見ずに財務省は見解を出しているということが非常に残念に思いました。教育長の努力に期待したいと思います。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>今、教育長さんにこの資料について詳しく説明していただいて、先生方もこれを念頭に入れているという中で、教育長さんが言われたとおり、子どもと直接かかわる担任、先生方が本当に大きな役割と責任を担っていると思いますが、どれだけの共通認識を持つかということが非常に難しいと思います。私たちは全体を捉えますので、新居浜市としてこういう状況になっているということは分かるのですが、個々に生徒に向き合っている先生方はそういう見方で考えることが難しいと思います。今、目の前で起こっていること、目の前にある状況に精一杯で、それを広げて考えるということがなかなか難しい場合も出てくると思います。たぶん、学校ごとにこういうことが出てきますので、研修等も随分行っていただき、意識の統一を図っていただいているとは思いますが、なかなか温度差があるように思います。できるかどうか分かりませんが、いじめと言うのは命に直結する問題であり、学力についても言われており、それも大事なことです。それよりも子どもの命を守る、安全を維持するという意味では本当に大事なことだと思います。ある部分、教育委員会としてはもっと強く、教育研修の中に絶対入れることやどのような活動をしているか等の調査を具体的により強く指摘する</p>

<p>阿部教育長</p>	<p>ということがあっても良いのかなという気がします。</p> <p>それから先ほど言われていたように、地域の目を入れるという意見もあったのですが、学校は閉鎖的な部分もあって、人に入ってもらおうということは昔に比べたら、広く開かれたような環境になっていますが、それでもまだまだな部分は多々あります。そのあたりも、子どもに直結する部分ですので、強く指摘してもいいのではないかと思います。そういう部分も考えていただければと思います。愛南町の件がいつ新居浜市で起こるようになるか分かりませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、その他に移ります。連絡事項等ございませんでしょうか。</p> <p>お手元に、市民体育祭及び中学校新人戦の結果をお配りしていますので、お目通しください。</p> <p><資料に基づき説明></p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>その他連絡事項等ございませんでしょうか。</p>
<p>加藤学校教育課長</p>	<p>「専決処分報告」につきましては、「損害賠償の額の決定について」でございます。</p> <p>専決第19号につきましては、平成26年8月19日午前10時頃、新居浜市立若宮小学校において、職員が校内の除草作業中に、草刈り機で跳ね飛ばした小石が、同校内に駐車していた小型自動車に当たり、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成26年10月6日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び全国市長会の査定によりまして、車両の修理に要する費用、</p> <p>「13万2,000円」と決定いたしましたものでございます。</p> <p>専決第20号につきましては、平成26年9月3日午前9時45分頃、新居浜市立宮西小学校において、職員が校内の除草作業中に、草刈り機で跳ね飛ばした小石が、同校内に駐車していた軽自動車に当たり、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成2</p>

<p>長野委員長</p>	<p>6年10月6日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び全国市長会の査定によりまして、車両の修理に要する費用、 「15万2,009円」と決定いたしましたものでございます。</p> <p>なお、損害賠償の額につきましては、両者とも全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われております。</p> <p>運動会前で校庭の草刈りが立て込んでいた時期とはいえ、短期間に2件続けて同じ種類の事故が起きましたこと、誠に申し訳なく思っております。</p> <p>今後におきましては、校内作業時の安全確認、危険防止につきまして、より一層、注意喚起を促し、学校長の指導の下、教職員が一丸となって安全な学校運営に努めてまいります。</p> <p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。 その他連絡事項等ございませんでしょうか。</p>
<p>桑原学校給食課長</p>	<p>学校給食未納状況についてご説明いたします。 ＜資料に基づき説明＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未納状況 2 回収状況 3 支払督促発送状況
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか その他に連絡事項はございませんか。</p>
<p>加藤学校教育課長</p>	<p>新居浜市学校用飼育動物適正管理業務報告についてご説明いたします。 ＜資料に基づき説明＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務の目的 2 業務の概要 3 実施予定及び実施結果報告

<p>長野委員長</p>	<p>続いて、寄付についてご報告いたします。 毎年、愛媛小林製菓（株）から5校程度に対して、図書の寄贈があり、今年は浮島小、惣開小、垣生小、神郷小、別子小学校へ各校5万円分の図書の寄贈を受けました。 また、この件も毎年行っていただいておりますが、経済同友会の方から中学校1校に対して各校1万5千円分の図書カードの寄贈を受けることになっております。</p> <p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか その他に連絡事項はございませんか。</p>
<p>横井次長兼スポーツ文化課長</p>	<p>広瀬歴史記念館の特別企画展及び新居浜市銅山の里自然の家のパンフレットについてご説明いたします。 <資料に基づき説明></p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか その他に連絡事項はございませんか</p>
<p>坂本次長兼図書館長</p>	<p>図書館まつりについてご説明いたします。 <資料に基づき説明></p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか その他に連絡事項はございませんか</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>10月愛媛新聞に掲載された記事について紹介いたします。 <資料に基づき説明> 1 スマイルピント！ジュニア愛媛新聞～多喜浜塩田未来へ～ 2 その他</p> <p>なお、10月頃に坂井町自治会館の近くの公園において、市民の方が孫を連れて行っていた際に、小学校5、6年生の女子3～4名の児童が笑顔であいさつをしてくれた。それがとてもその方の心に残り、自分の孫もそのようなあいさつができるような子どもに育つ</p>

	<p>てほしいと思いますとの報告を受けました。各学校で行っている「あいさつ運動」等のあいさつ指導の成果が見えました。</p> <p>その他連絡事項等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次回の定例会の日程を決定させていただきたいと思います。12月の定例会は、12月3日水曜日の15時00分から開催させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--	---